

盛岡市産学官連携研究センター管理運営規則

平成19年8月1日 制定
令和5年3月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市産学官連携研究センター条例(平成19年3月30日 条例第26号)、盛岡市産学官連携研究センター条例施行規則(平成19年3月30日 規則第28号)及び盛岡市産学官連携研究センターの管理運営に関する基本協定書に定めるもののほか国立大学法人岩手大学が盛岡市(以下「市」という。)の指定管理者として行う、盛岡市産学官連携研究センター(以下「センター」という。)の管理運営について、必要な事項を定める。

(センター長)

第2条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。
- 3 センター長は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得て研究支援・産学連携センター長が推薦し、学長が任命する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(インキュベーションマネージャー)

第3条 センターに、岩手大学の研究成果の技術移転による新たな事業及び企業の創出に関する支援業務を行うため、インキュベーションマネージャーを置く。

(その他の職員)

第4条 センターにセンターの業務を円滑に行うため、その他の職員を置くことができる。

(管理運営)

第5条 センターの管理運営に関する事項は、センター長が研究支援・産学連携センター長と協議の上、決定する。

(審査・評価委員会)

第6条 センターの研究開発室及び事業化支援ブース(以下「研究開発室等」という。)の使用許可に係る審査及び使用者の評価に関する事項を審議するため、審査・評価委員会を置く。

- 2 審査・評価委員会に関する規則は、別に定める。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時まで（研究開発室等は、午前0時から午後12時まで。）とする。ただし、あらかじめ市に届け出ることにより開館時間を変更できる。

（休館日）

第8条 センターの休館日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとする（研究開発室等は、休館しない）。ただし、あらかじめ市に届け出ることにより休館日を変更できる。

（庶務）

第9条 センターの庶務は、研究・地域連携課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。